

# 建築積算士認定事業 規程・実施要領

平成 24 年 4 月 1 日改定

社団法人 日本建築積算協会

## 建築積算士認定事業に関する規程

平成 23 年 4 月 1 日改定

## 目 次

第1章 総 則	第 1 条 ～ 第 7 条	………	4
第2章 試 験	第 8 条 ～ 第14 条	………	5
第3章 登 録	第15 条 ～ 第24 条	………	6
第4章 更 新 講 習	第25 条 ～ 第30 条	………	8
第5章 建築コスト管理士の特例	第31 条 ～ 第32 条	………	9
第6章 雑 則	第33 条 ～ 第35 条	………	10
附 則		………	10

# 建築積算士認定事業に関する規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、社団法人 日本建築積算協会規則 第24条に基づき行う建築積算士認定事業（以下「認定事業」という。）に関し必要な事項を定める。

### (認定事業の定義)

第2条 認定事業とは、建築物の設計図書等に基づき、建築数量積算基準等を中心とした適正な積算技術により、数量調書の作成及び工事費の算定並びにこれらに附帯する業務に関する知識及び技術についての審査、証明等（以下「審査等」という。）に関する事業をいう。

### (認定事業の構成)

第3条 認定事業は、建築積算士試験（以下「試験」という。）、建築積算士登録（以下「登録」という。）及び建築積算士更新講習（以下「更新講習」という。）により構成する。

### (称号の付与)

第4条 本会会長（以下「会長」という。）は、試験に合格し、かつ、登録を受けた者に、建築積算士の称号を付与する。

### (建築積算士の責務)

第5条 建築積算士は、自らの使命と職責を自覚し、信義に基づき誠実に職務の遂行に努め、業務の重要性と社会的責任において、職業上の地位及び社会的評価の向上を図らなければならない。また、依頼者の立場を擁護するため、業務上知り得た事項は洩らしてはならない。

### (認定事業の事務の基本方針)

第6条 試験、登録及び更新講習の事務（以下「建築積算士事務」という。）は、この規程及び別に定める建築積算士認定事業実施要領（以下「実施要領」という。）により、厳正かつ公正に実施するものとする。

### (評議委員会)

第7条 試験の合格者の決定、登録抹消その他建築積算士事務に関する基本的な事項について、審査を行うために、本会に建築積算士評議委員会（以下「評議委員会」という。）を置く。

2 評議委員会は、委員6名以上をもって組織する。

- 3 会長は、評議委員会において審査された結果を尊重するものとする。
- 4 評議委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、実施要領に定める。

## 第2章 試験

### (試験)

第8条 試験は、建築積算士として必要な建築積算に関する知識及び技術の水準について行う。

### (試験の方法)

第9条 建築積算士試験は、基本知識及び実務知識について、筆記試験により行う。

- 2 基本知識についての試験（以下「一次試験」という。）は、次にあげる分野を問う。
  - 一 建築積算の基礎となる建築一般の知識。
  - 二 建築数量積算の理解度：建築数量積算基準の目的や原則に関する理解。また、これに基づいて建築工事費を算出するための建築数量を計測・計算し、数量調書を作成する知識及び技術。
  - 三 工事費に関する知識：建築数量積算基準及び建築工事内訳書標準書式等に基づき、工事費を算定する知識及び技術。
  - 四 建築生産に関する知識。
- 3 実務知識についての試験（以下「二次試験」という。）は、建築積算実務能力を判定するため、一次試験で問われた諸知識及び技術を活用し、実施設計図書等によって、建築工事費の積算を行うための実務処理能力を問うものと、短文記述によるものとの構成とする。
- 4 二次試験は、一次試験に合格した者に限り、受けることができる。
- 5 次のいずれかに該当する者については、一次試験を免除し、二次試験を受けることができる。
  - 一 建築士法による一級建築士、二級建築士及び木造建築士の免許を受けている者。
  - 二 建設業法（昭和24年法律第100号）による一級建築施工管理技士及び二級建築施工管理技士の合格証明書の交付を受けている者。
  - 三 会長が前各号と同等以上の知識及び技術を有すると認める者。
- 6 一次試験に合格した者については、一次試験に合格した次年度から2年間に限り、一次試験を免除する。

### (試験実施計画)

第10条 試験の日時、試験地、受験申込書の受付方法及び受付期間その他試験実施に関する事項を定めた試験実施計画を作成する。

(試験の実施方法)

第11条 建築積算士試験の実施方法は、次のとおりとする。

- 一 実施回数は、毎年度一回行う。
- 二 実施時期は、毎年度、一次試験を10月頃に、二次試験を1月頃に行う。
- 三 実施場所は、全国二か所以上で行う。

(受験資格)

第12条 建築積算士試験は、受験年度の4月1日現在で満17歳以上の者が、これを受けることができる。

(試験委員会)

第13条 試験問題の作成、試験答案の採点等を行うため、本会に試験委員会を置く。

- 2 試験委員会は、試験委員10名以上をもって組織する。
- 3 試験委員会の構成その他必要な事項は、実施要領に定める。

(受験手数料)

第14条 試験を受験する者は、実施要領に定める手数料を納めなければならない。

### 第3章 登 録

(資格認定と登録)

第15条 建築積算士の資格認定は、建築積算士登録簿に登録することによって行う。

(登録の申請)

第16条 登録を受けようとする者は、次のいずれかで登録の申請を行わなければならない。

- 一 新規の登録：試験の合格者で、新規の登録を受けようとする者は、試験に合格した日から登録申請に際して協会が指定する日までに行わなければならない。
  - 二 更新の登録：既登録者で、更新の登録を受けようとする者は、登録有効期間満了の30日前までに更新の登録の申請を行わなければならない。
  - 三 再登録：登録の有効期間が満了したことにより登録が抹消された者（登録が抹消された日以降において第18条第一号または第四号に該当したことの無い者に限る。）で、再登録を受けようとする者は、登録が抹消された日から1年以内（以下「再登録期間」という。）に再登録の申請を行わなければならない。ただし、止むを得ない事情により申請が行えなかった場合は、この限りではない。
- 2 次のいずれかに該当し、前項の期限内に登録の申請ができない時、申請により再登録期間の延長を認める場合がある。
- 一 病気。

- 二 海外勤務，海外滞在。
- 三 慶弔。
- 四 その他、会長がやむを得ない事情があると認めた場合。

(登録の有効期間)

第17条 登録の有効期間（前条第1項第二号の規定により更新の登録を受けた場合及び第三号の規定により再登録を受けた場合を除く。）は、登録した日から3年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

- 2 前条第1項第二号の規定により更新の登録を受けた場合における当該登録の有効期間は、更新前の登録の有効期間満了の日から3年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。
- 3 前条第1項三号の規定により再登録を受けた場合における当該再登録の有効期間は、抹消前の登録の有効期間満了の日から3年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。
- 4 前条第2項の規定により再登録期間の延長が認められた場合における当該再登録者の有効期間は、再登録の延長期間満了の日から3年を経過した日の属する年度末までの期間とする。
- 5 登録は、有効期間の満了によりその効力を失う。

(登録の欠格事由)

第18条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 成年被後見人または被補佐人。
- 二 禁固刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または、刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- 三 建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり2年を経過していない者。
- 四 破産者で復権を得ない者。
- 五 第20条第3項に該当することにより登録を抹消され、その抹消の日から2年を経過していない者。

(死亡等の届出)

第19条 登録者が死亡し、または失そう宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡または失そうの届出義務者は、速やかにその旨を届け出るものとする。

(登録の抹消)

第20条 会長は、次のいずれかの場合は、当該登録者の登録を抹消するものとする。

- 一 第18条第一号から第四号のいずれかに該当することとなったとき。

- 二 登録の有効期間が満了したとき（更新の登録を受けた場合を除く。）。
  - 三 前条の規定に該当する事実が判明したとき。
  - 四 虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき。
- 2 会長は、登録者が登録簿の記載に変更を生じた場合において、正当な理由がなくその届出を怠ったときは、その登録を抹消することができる。
  - 3 会長は、登録者がその業務に関して不誠実な行為をしたときは、その登録を抹消することができる。
  - 4 会長は、登録の抹消を行うときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くものとする。
  - 5 会長は、登録を抹消したときは、速やかにその理由を付して、当該登録を抹消された者にその旨を通知するものとする。

（登録簿の備付け）

第21条 建築積算士登録簿は本会本部に、これを備える。

（更新の登録）

第22条 更新の登録を受けようとする者は、登録の有効期間満了の前日から6ヶ月以内に協会の実施する更新講習の課程を修了しなければならない。

（再登録）

第23条 再登録を受けようとする者は、再登録期間内に前条の更新講習の課程を修了しなければならない。

（登録手数料）

第24条 登録をする者は、実施要領で定める手数料を納めるものとする。

## 第4章 更新講習

（更新講習）

第25条 更新講習は、建築積算士が資格者としての知識及び技術の維持並びに業務の質的向上や社会環境の変化に対応するために行う。

（更新講習の方法）

第26条 更新講習は、テキスト、eラーニングによる講義等により行う。

- 2 講義、その他は、次にあげる建築積算に関する知識等について行う。
  - 一 数量積算及び内訳書作成に関する諸基準。
  - 二 価格に関する事項。
  - 三 コスト管理に関する事項。

四 建築生産に関する社会環境の変化と新技術に関する事項。

3 前2項に規定するもののほか、更新講習の実施形式、分野その他必要事項は、実施要領に定める。

(更新講習実施計画)

第27条 更新講習の日時、講習地、更新講習受講申込書の受付方法及び受付期間その他更新講習の実施に関する事項を定めた更新講習実施計画を作成するものとする。

(更新講習の開催方法)

第28条 更新講習の開催方法は次のとおりとする。

- 一 開催回数は、毎年度一回以上行う。
- 二 開催日数は、各回一日とする。
- 三 開催場所は、全国二か所以上で行う。
- 四 eラーニングの場合、受講期間は別に定める。

(更新講習委員会)

第29条 更新講習に係るテキストの作成等を行うため、本会に更新講習委員会を置く。

- 2 更新講習委員会は、委員5名以上をもって組織する。
- 3 更新講習委員会の構成その他必要な事項は、実施要領に定める。

(受講手数料)

第30条 更新講習を受講する者は、実施要領で定める手数料を納めるものとする。

## 第5章 建築コスト管理士の特例

(建築コスト管理士の特例)

第31条 建築積算士が別に定める建築コスト管理士の称号を併せ持つこととなったときは、更新の登録にあたって、第22条に定める「更新講習の課程の修了」は免除する。

- 2 前項の者は、第24条のうち再登録手数料及び第30条の更新講習受講手数料を免除する。
- 3 建築コスト管理士の登録を抹消された場合は、更新の登録にあたって、第22条に定める「更新講習の課程の修了」が必要となる。

第32条 建築積算士の当該更新登録対象者が、建築コスト管理士試験の受験を申込み、受験資格審査を経て受験を認められた場合は、当該建築積算士の有効期間満了を1年繰り延べるものとする。

## 第6章 雑 則

(名称の使用禁止)

第33条 建築積算士以外の者が建築積算士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第34条 保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により保存しなければならない。

(秘密の保持)

第35条 本会役員等またはこれらの職にあった者は、建築積算士事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 建築設計等関連業務に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程（平成6年建設省告示第918号）第2条に基づく認定を受けて実施された建築積算資格者審査・証明事業（以下「審査・証明事業」という。）により登録された建築積算資格者は、登録の有効期間内に限り、認定事業による建築積算資格者として更新の登録が受けられるものとする。

2 審査・証明事業により登録された建築積算資格者は、登録の有効期間満了後、原則として1年以内に限り、認定事業による建築積算資格者として再登録が受けられるものとする。

3 平成11年度以降の審査・証明事業による建築積算資格者試験学科の試験に合格した者は、認定事業による学科の試験に合格したものとみなすものとする。

### 附 則

(改定期日)

この規程の改定は、平成17年4月7日から施行する。

附 則

(改定期日)

第1条 この規程の改定は、平成21年4月1日から施行する。

(呼称変更の暫定措置)

第2条 建築積算資格者を建築積算士に呼称変更するに際して、第1条の施行期日より3年間は、建築積算士(建築積算資格者)と併記して表示する。

(建築コスト管理士の特例に関する経過措置)

第3条 平成22年3月31日までは、以下の規定を適用する。

- 2 建築コスト管理士登録簿に登録され、建築コスト管理士の称号を付与された者で建築積算士でない者が、建築積算士の登録を申請した場合は、申請された内容を資格制度委員会委員で構成された審査会において審査する。審査に合格した者は、建築積算士の登録簿に登録し、建築積算士の称号を付与される。

附 則

(改定期日)

1. この規程の改定は、平成22年4月1日から改定する。
2. この規程の改定は、平成23年4月1日から改定する。

## 建築積算士認定事業に関する実施要領

平成 24 年 4 月 1 日改定

## 目 次

第1編 総 則		
第1章 基本事項	第1条～第4条	…………… 14
第2章 建築積算士評議委員会	第5条	…………… 14
第2編 試 験		
第1章 試験の案内	第6条	…………… 15
第2章 受験申込の受付等	第7条～第13条	…………… 15
第3章 試験委員会等	第14条～第16条	…………… 17
第4章 試験の実施等	第17条～第19条	…………… 18
第5章 合格者の決定	第20条～第24条	…………… 18
第6章 受験手数料等	第25条～第27条	…………… 19
第3編 登 録		
第1章 基本事項	第28条～第33条	…………… 19
第2章 更新の登録及び再登録	第34条～第35条	…………… 21
第3章 登録証の交付等	第36条～第40条	…………… 21
第4章 登録手数料等	第41条～第44条	…………… 22
第4編 更新講習		
第1章 更新講習の案内	第45条	…………… 23
第2章 更新講習受講申込書の受付等	第46条～第50条	…………… 23
第3章 更新講習の実施等	第51条～第55条	…………… 24
第4章 更新講習委員会	第56条	…………… 25
第5章 更新講習修了者の決定等	第57条～第59条	…………… 26
第6章 更新講習受講手数料等	第60条～第62条	…………… 26
第5編 雑 則		
	第63条～第64条	…………… 26
附 則		…………… 27
別紙—1	建築積算士認定事業における試験問題作成に関する基本方針	
別紙—2	建築積算士更新講習におけるeラーニング実施方針	

# 建築積算士認定事業に関する実施要領

## 第1編 総 則

### 第1章 基本事項

(趣 旨)

第1条 この実施要領は、建築積算士認定事業（以下「認定事業」という。）に関する規程（以下「規程」という。）に基づき実施する認定事業に関し、必要な事項を定める。

(認定事業の事務を行う事務所)

第2条 認定事業の事務を行う事務所は、定款に定める本会の事務所（以下「本部」という。）と従たる事務所（以下「支部」という。）とする。

(認定事業の事務を行う時間及び休日)

第3条 認定事業の事務を行う時間は、休日を除き午前9時30分から午後5時30分までとする。

2 「試験」、「更新講習」（以下「試験等」という。）の実施日における認定事業の事務を行う時間は、試験等の事務については前項の規定にかかわらず試験等の実施に必要な時間とする。

3 第1項の休日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月4日まで

(認定事業の事務を担当する者)

第4条 認定事業の事務は、協会の役員及び職員並びにこの実施要領により選任された委員（以下「協会役員等」という）が実施する。

### 第2章 建築積算士評議委員会

(建築積算士評議委員会)

第5条 建築積算士評議委員会（以下「評議委員会」という。）は、次の事項を行う。

- 一 第21条第2項の試験の合格者に関する事項。
- 二 規程第20条第4項の登録抹消に関する事項。
- 三 その他、認定事業の事務に関する基本的な事項。

- 2 前項の委員会は、会長が招集して開催する。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 4 委員長及び委員は、建築積算について学識経験を有する者などの内から、会長が選任する。
- 5 委員は、その職務に当たって、厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 6 会長は、委員が次のいずれかに該当する場合には、当該委員を解任するものとする。
  - 一 職務上の義務違反、その他評議委員として不誠実な行為があったとき
  - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- 7 4項の委員長及び委員の任期は2年とし、任期途中で就任した委員の任期は既に就任している委員の残任期間と同じにする。また、再任は妨げない。

## 第2編 試 験

### 第1章 試験の案内

(試験の案内)

第6条 建築積算士試験（以下「試験」という。）の実施計画を定めたときは、速やかに、試験実施計画のうち必要な事項について、広く周知するため、適切な方法で公表するとともに、試験案内書を作成し、試験を受けようとする者に配布する。

### 第2章 受験申込の受付等

(受験申込み)

第7条 試験を受けようとする者は、氏名、住所、生年月日その他必要な事項を記入し、必要な書類を添付した受験申込フォームに、規程第9条第5項の各号を証明できる書類を添えて提出しなければならない。

(一次試験の免除)

第8条 規程第9条第5項第三号に規定する一次試験の免除を認める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 当会が実施する建築積算士補の称号を有する者。
- 二 当会が実施する積算学校を卒業した者。
- 三 会長が指定する建築に関する専門の養成施設等において建築積算士となるのに必要な専門知識及び技術を習得した者。

(受験申込の受付)

第9条 受験申込は、原則として、協会ホームページにより受け付ける。

(受験申込の審査、受理)

第10条 受験申込を受け付けたときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- 一 必要な事項が記載されていること。
- 二 必要な書類が添付されていること。
- 三 一次試験の免除を受ける者は、規程第9条第5項の各号の一のいずれかまたは第6項に該当する者であること。
- 四 規程第14条に規定する受験手数料が払い込まれていること。

2 前項の審査は、受験申込記述内容及び添付書類により行うものとする。

3 第1項の場合において、受験申込記述内容又は添付書類に不備を認めるときは補正させ、補正の余地のないとき又は受験資格を有しないと認められるときは、受理できない理由を説明して受験手数料を受験申込者に返還する。

4 前項の場合において、受験手数料を返還するときは、会長は、受験資格の審査に係る費用及び受験手数料の返還に係る費用に相当する金額を控除することができる。

(受験資格審査委員)

第11条 会長は、第10条による受験資格の審査を行う場合、建築積算について学識経験を有し、かつ、受験資格審査委員としてふさわしい者の内から選任し、その一部を行わせることができる。

2 委員は、その職務に当たって、厳正かつ公正を旨とし、不正な行為のないようにしなければならない。

3 会長は、委員が次のいずれかに該当するに至った場合は、当該委員を解任するものとする。

- 一 職務上の義務違反、その他受験資格審査委員としてふさわしくない行為があったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(受験申込の処理)

第12条 受験申込を受理したときは、速やかに、次の処理を行うものとする。

- 一 試験会場及び受験番号を確定する。
- 二 受験票を交付する。

(試験会場の変更)

第13条 試験会場の変更は、原則として認めない。

### 第3章 試験委員会等

#### (試験委員会)

第14条 試験委員会は、次の事務を行う。

- 一 出題方針の作成
  - 二 採点方針の作成
  - 三 試験問題の作成（その基本方針を別紙—1に定める）
  - 四 試験問題の解答と解説の作成
  - 五 問題の印刷校正
  - 六 試験問題の検証
  - 七 試験答案の採点
  - 八 試験の合格基準点(案)の作成
- 2 委員会に、建築積算士に係わる問題作成及び採点部会を置き、前項（第六号は除く。）の各事務を担当させる。
- 3 委員会に、特別委員を置き、前項第六号の事務を担当させる。
- 4 委員会は、会長が招集して開催する。
- 5 委員長は、必要に応じて協会役員の出席を求めることができる。
- 6 委員長及び委員は、試験科目について専門的な知識及び技術を有し、かつ、試験委員としてふさわしい者の内から、会長が選任する。
- 7 委員は、その職務の執行に当たって、厳正かつ公正を旨とし、不正な行為のないようにしなければならない。
- 8 会長は、委員が次のいずれかに該当する場合には、当該委員を解任するものとする。
- 一 職務上の義務違反、その他試験委員として不誠実な行為があったとき
  - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- 9 委員の任期は2年とし、任期途中で就任した委員の任期は既に就任している委員の残任期間と同じとする。また、再任は妨げない。
- 10 委員は、試験を受験することができない。

#### (試験問題等の作成)

第15条 試験委員会は、試験問題及び試験答案の採点基準の作成を行うものとする。

2 試験問題の作成及び試験答案の採点の細目は、必要に応じ、試験委員会が定める。

#### (試験問題等の取扱い)

第16条 試験問題、試験答案等の印刷、運搬及び保管は、確実に秘密を保持できる方法により行う。

## 第4章 試験の実施等

### (試験会場の運営)

第17条 会長は、試験の実施に当たって、試験を厳正かつ円滑に行うため、別に建築積算士認定事業試験実施監理要領（一次試験は「学科の試験」用、二次試験は「実技の試験」用）を定める。また、総括試験監理員及び試験監理員を選任し、各試験会場に配置する。

2 総括試験監理員は、試験会場の最高責任者として一切を指揮し、責任をもって試験の実施を監理する。

3 試験監理員は、試験会場における試験の実施、試験用紙の配布、回収、整理等を行う。

### (試験に関する一般事項)

第18条 試験においては、当該試験に係る受験票を提示しない者は、受験することができない。ただし、総括試験監理員から受験票の再発行を受けた場合においては、この限りではない。

第19条 総括試験監理員は、試験において不正の行為のあった者に対しては、受験を中止させ退場させる。

2 総括試験監理員は、前項のほか、試験会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができる。

## 第5章 合格者の決定

### (採点)

第20条 試験答案の採点は、厳正な方法により行うものとする。

2 試験答案の採点の結果は、公表しない。

### (合格者の決定)

第21条 試験の合格者の決定は、会長が行う。

2 会長は、前項の決定を行うときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くものとする。

### (合格者の発表)

第22条 会長は、試験の合格者一覧表を作成して協会ホームページに掲載し、本人に合格した旨の通知をする。

(受験者の不正行為に対する措置)

第23条 会長は、不正の方法により試験を受け又は受けようとした者に対して、当該試験を受けることを禁じ、又はその合格者を無効とすることができる。

(一次試験合格者の建築積算士補への登録)

第24条 一次試験を合格した者は、建築積算士補への登録を行うことができる。

## 第6章 受験手数料等

(受験手数料)

第25条 受験手数料(消費税相当額は含まない。)の金額は、25,000円とする。

2 規程第9条第5項及び第6項の規定により、一次試験を免除された場合においても、受験手数料の一部の控除は行わない。

(受験手数料の収納)

第26条 試験を受けようとする者は、受験手数料を郵便振替により納付し、払い込みの際発行される払込証明証を受験者自身で保存しなければならない。

(受験手数料の返還)

第27条 収納した受験手数料は、次に掲げる場合を除き返還しない。

- 一 第10条第3項に規定する場合。
- 二 協会の責に帰すべき事由により試験を受けることができなかった場合。
- 三 その他止むを得ない事情として会長が認めた場合。

## 第3編 登 録

### 第1章 基本事項

(登録の案内)

第28条 二次試験の合格者を発表したときは、登録に関し必要な事項について周知するために、登録案内書を二次試験の合格者に配布する。

(登録の申請)

第29条 登録を受けようとする者は、氏名、住所、生年月日その他必要な事項を記入し、写真その他必要な書類を貼付した登録申請書に、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

- 一 住民票の抄本又はこれに代わる書面。
- 二 規程第 18 条第一号から第四号に該当しない旨を誓約する書面。

(登録申請書の受付)

第 30 条 登録申請書は、原則として、郵送により受け付ける。

(登録申請書の審査、受理及び登録の実施)

第 31 条 登録申請書を受け付けたときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合する場合は受理し、遅滞なく、規程第 21 条の登録簿に登録する。

- 一 必要な事項が記載され、かつ、必要な書類が貼付されていること。
  - 二 必要な書類が添付されていること。
  - 三 規程第 16 条第 1 項第一号（更新の登録の場合にあっては同第二号、再登録の場合にあっては同第三号）の規定に適合していること。
  - 四 規程第 18 条各号のいずれにも該当しないこと。
  - 五 規程第 24 条に規定する登録手数料が払い込まれていること。
- 2 前項の審査は、登録申請書及び添付書類により行うものとする。
- 3 第 1 項の場合において、登録申請書又は添付書類に不備を認めるときは補正させ、補正の余地のないとき又は同項第三号又は第四号に掲げる基準に適合しないときは、受理できない理由を説明して登録手数料を登録申請者に返還する。
- 4 前項の場合において、登録手数料を返還するときは、会長は、審査に係る費用及び登録手数料の返還に係る費用に相当する金額を控除することができる。

(登録事項)

第 32 条 登録簿に登録する登録事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 氏名（フリガナ）
  - 二 現住所
  - 三 生年月日
  - 四 性別
  - 五 登録番号
  - 六 登録年月日
  - 七 登録の有効期間が満了する日
  - 八 二次試験に合格した日
- 2 建築設計等関連業務に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程（平成 6 年建設省告示第 918 号第 2 条に基づく認定を受けて実施していた「建築積算士審査・証明事業」（以下「審査・証明事業」という。）により、平成 2 年度及び平成 3 年度に実施していた講習の課程を修了した者については、前項第八号中「二次試験に合格した日」をそれぞれ「試験に合格した日」又は「講習の課程を修了した日」と読み替えるものとする。

(登録事項変更等の届出)

第 33 条 登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、前条に規定する登録事項について変更があった場合においては、速やかにその旨を会長に届け出るものとする。

2 登録者は、規程第 18 条各号（第一号及び第五号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合においては、速やかにその旨を会長に届け出るものとする。

3 登録者が成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けた場合においては、それぞれ後見人又は保佐人は、速やかにその旨を会長に届け出るものとする。

## 第 2 章 更新の登録及び再登録

(更新の登録の案内)

第 34 条 登録者には、あらかじめ更新の登録に関し必要な事項について周知するものとする。

2 審査・証明事業による建築積算士についても前項と同様の周知を行う。

(再登録の案内)

第 35 条 登録の有効期間の満了により登録を抹消したときは、当該登録を抹消した者に、再登録に関し必要な事項について周知するものとする。

2 審査・証明事業による建築積算士についても前項と同様の周知を行う。

## 第 3 章 登録証の交付等

(登録証の交付)

第 36 条 会長は、登録者に建築積算士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

(登録証の再交付)

第 37 条 登録証は、次のいずれかに該当する場合においては、登録証の再交付を申請することができる。この場合において、再交付を申請する者は必要な事項を記載した再交付申請書を提出する。

一 登録証の記載事項について変更があった場合。

二 登録証を汚損した場合。

三 登録証を失った場合。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく、登録証を再交付するものとする。

3 登録者は、第 1 項第一号又は第二号の規定に該当する場合において登録証の再交付を申請するときは、その登録証を添付するものとする。

4 登録者は、第1項第三号に該当する場合において登録証の再交付を申請した後、失った登録証を発見したときは、遅滞なく、これを返納しなければならない。

(登録証の破棄)

第38条 会長は、登録を抹消した場合においては、遅滞なく、その登録証を破棄させるものとする。

2 登録者は更新の登録を受け、新たな登録証を交付された場合には、遅滞なく、更新の登録を受ける前の登録証を破棄しなければならない。

(登録証明書の発行)

第39条 会長は、次に掲げる場合においては、登録者が登録を受けている旨の証明書を発行することができる。

一 当該登録者から求めがあったとき。

二 当該登録者以外から求めがあった場合において、会長が特に必要と認めるとき。

(登録者名簿)

第40条 会長は、登録者に係る登録番号、氏名その他の事項を記載した建築積算士登録名簿（以下「登録者名簿」という。）を作成する。

## 第4章 登録手数料等

(登録手数料)

第41条 建築積算士の登録手数料（消費税額は含まない）の金額は、次のとおりとする。

一 規程第16条第1項第一号に該当する者（新規の登録者）は、12,000円とする。

二 規程第16条第1項第二号及び第三号に該当する者（更新の登録者及び再登録者）は、8,000円とする。

三 前項に該当する者であるにもかかわらず、更新年度の4月1日から本会の正会員であるものは、登録手数料を無料とする。

四 正会員で登録手数料を無料とする適用を受けた後に退会した者は、その後再入会した場合、新たに登録更新を行う時点で登録手数料は有料となる。

五 更新年度の6月末日までに当該年度の会費の納入（会費滞納者については、当該年度までの全ての会費の納入）がなされていない者については、登録手数料は有料となる。

(登録手数料の収納)

第42条 登録を受けようとする者は、登録手数料を郵便振替により納付し、払込みの際発行される払込証明書を登録申請書に貼付しなければならない。

(登録手数料の返還)

第43条 収納した登録手数料は、第31条第3項に規定する場合を除き返還しない。

(その他登録関係の手数料)

第44条 その他登録関係の手数料(消費税相当額を含まない)は次のとおりとする。

- 一 第37条における登録証の再発行手数料は、1,200円とする。ただし、送料を含む。
- 二 第39条における登録証明書の発行手数料は、600円とする。ただし、送料を含む。

## 第4編 更新講習

### 第1章 更新講習の案内

(更新講習の案内)

第45条 更新講習実施計画を定めたときは、速やかに、更新講習実施計画のうち必要な事項について周知するため、更新講習案内書を作成し更新の登録又は再登録を受けようとする者に配布する。

### 第2章 更新講習受講申込書の受付等

(更新講習受講の申込)

第46条 更新講習を受けようとする者は、申込みに必要な事項を記入し、更新講習受講申込書を、提出しなければならない。

- 2 更新講習受講申込書には、希望更新講習期日及び希望更新講習地を記載させるものとする。

(更新講習受講申込書の受付)

第47条 更新講習受講申込書は、原則として、郵送により受け付ける。

(更新講習受講申込書の審査、受理)

第48条 更新講習受講申込書を受け付けたときはこれを審査し、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- 一 必要な事項が記載されていること。
- 二 規程第30条に規定する更新講習受講手数料が払込まれていること。
- 2 前項の審査は、更新講習受講申込書等により行うものとする。
- 3 第1項の場合において、更新講習受講申込書に不備を認めるときは補正させ、補正の余地がないときは受理できない理由を説明して更新講習受講手数料を更新講習受講申込者に返還する。

- 4 前項の場合において、更新講習受講手数料を返還するときは、更新講習受講資格審査に係る費用及び更新講習受講手数料の返還に係る費用に相当する金額を控除することができる。

(更新講習受講申込書の処理)

第49条 更新講習受講申込書を受理したときは、速やかに、次の処理を行うものとする。

- 一 更新講習の期日、会場及び受講番号を確定する。
- 二 受講票を交付する。

- 2 前項の更新講習の期日及び会場は、原則として、第46条第2項による希望更新講習期日及び希望更新講習地に基づくものとする。ただし、一の更新講習期日及び更新講習地に受講を希望する者が過度に集中した場合又は極端に少ない場合においては、別に定める方法により処理することができる。

(講習の期日等の変更)

第50条 更新講習の期日及び会場の変更は、原則として認めない。

### 第3章 更新講習の実施等

(講師)

第51条 会長は、更新講習の講習を行わせるため、更新講習科目について専門的な知識及び技術を有し、かつ、講師としてふさわしい者の内から、講師を選任する。

(更新講習会場の運営)

第52条 会長は、更新講習の実施に当たって、更新講習を厳正かつ円滑に行うため、別に更新講習実施監理要領を定める。また、総括更新講習監理員及び更新講習監理員を選任し、各更新講習会場に配置する。

- 2 総括更新講習監理員は、更新講習会場の最高責任者として一切を指揮し、責任をもって更新講習の実施を監理する。
- 3 更新講習監理員は、更新講習会場における更新講習の実施、受講者の出席状況の管理を行う。

(更新講習に関する一般事項)

第53条 更新講習においては、当該更新講習に係る受講票を提示しない者は、受講することができない。ただし、総括更新講習監理員から受講票の再発行を受けた場合においては、この限りではない。

第54条 総括更新講習監理員は、更新講習において不正行為のあった者に対しては、受講を中止させ退場させる。

2 総括更新講習監理員は、前項のほか、更新講習会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受講者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができる。

(e-ラーニング)

第55条 e-ラーニングによる更新講習の実施方針については、別紙—2に定める。

## 第4章 更新講習委員会

(更新講習委員会)

第56条 更新講習委員会は、更新講習に係るテキスト等の作成に関する事項の事務を行う。

2 委員会に、前項の事務を担当させる執筆者会議を設ける。

3 委員会に、テキストの監修を行う特別委員を設ける。

4 委員会は、会長が招集して開催する。

5 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 委員長及び委員は、更新講習科目について専門的な知識及び技術を有し、かつ、更新講習委員としてふさわしい者の内から、会長が選任する。

7 委員は、その職務の執行に当たって、厳正、かつ公正を旨とし、不正行為のないようにしなければならない。

8 会長は、委員が次のいずれかに該当する場合には、当該委員を解任するものとする。

一 職務上の義務違反、その他更新講習委員としてふさわしくない行為があったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

9 委員の任期は3年とし、任期途中で就任した委員の任期は既に就任している委員の残任期間と同じにする。また、再任は妨げない。

## 第5章 更新講習修了者の決定等

(更新講習修了者の決定)

第57条 更新講習修了者の決定は、講義の出席状況に基づいて行う。

2 e-ラーニングによるときは、別に定める基準により行う。

(更新講習修了者の通知)

第 58 条 更新講習の修了は、原則として、更新講習会場において本人に通知する。  
2 eラーニングによるときは、別に定める方法により行う。

(受講者の不正行為に対する措置)

第 59 条 会長は、不正の方法により更新講習を受け又は受けようとした者に対して、当該更新講習を受けることを禁じ、またはその修了を無効とすることができる。

## 第 6 章 更新講習受講手数料等

(更新講習受講手数料)

第 60 条 更新講習受講手数料は次のとおりとする。

- 一 更新講習受講手数料（消費税相当額は含まない。）の金額は、12,000 円とする。
- 二 更新年度の 4 月 1 日から本会の正会員であるものは、更新講習受講手数料を無料とする。
- 三 正会員で更新講習受講手数料を無料とする適用を受けた後に退会した者は、その後再入会した場合、新たに登録更新を行う時点で更新講習受講手数料は有料となる。
- 四 更新年度の 6 月末日までに当該年度の会費の納入（会費未納者については、当該年度まで全ての納入）がなされていない者については、更新講習受講手数料は有料となる。

(更新講習手数料の収納)

第 61 条 更新講習を受けようとする者は、更新講習受講手数料を郵便振替により納付し、払込みの際発行される払込証明書を更新講習受講申込書に貼付しなければならない。

(更新講習手数料の返還)

第 62 条 収納した更新講習受講手数料は、次に掲げる場合を除き返還しない。

- 一 第 48 条第 3 項に規定する場合。
- 二 協会の責に帰すべき事由により更新講習を受けることができなかった場合。

## 第 5 編 雑 則

(天災等の際の措置)

第 63 条 天災その他の事由が発生したときの試験等の実施についての細目は、必要に応じ、会長が別に定める。

(建築積算資格者事務の細目)

第 64 条 前条までに定めるもののほか、建築積算士事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

附 則

1. この要領の改定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. この要領の改定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
3. この要領の改定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 別紙－ 1 建築積算士認定事業における試験問題作成に関する基本方針

### 1. 前提となる事項

- (1) 建築積算士の定義に基づき、求められる技術と知識についての審査を目的とする試験に関する基本方針を制定する。
- (2) 建築積算士試験の 1 次試験免除の対象者が多様な経歴を有する状況となり、2 次試験において積算技能に偏さずそれ以外の分野についての知識も審査する必要性が生じてきた。そのため、1 次試験及び 2 次試験問題の範囲について、その概要を規定する。
- (3) 建築積算士試験委員会は、本基本方針に基づき、年度初めの委員会において、試験問題作成方針を定めたうえ、試験問題の作成にあたる。

### 2. 出題数

- (1) 1 次試験（「学科の試験」を「基本知識についての試験」と改称）
  - ① 問題は四者択一とする。
  - ② 出題数は 50 問とする。
  - ③ 時間は正味 3 時間とする。
- (2) 2 次試験（「実技の試験」を「実務知識についての試験」と改称）
  - ① 2 次試験は、短文記述式および積算実技試験で構成される。
  - ② 短文記述式試験は 200 字以内の短文記述による解答を求め、出題数は 2 問とする。なお、求める解答は建築積算士ガイドブックに記述されているものとする。
  - ③ 積算実技試験は、躯体 1（コンクリート・型枠・鉄筋）・躯体 2（鉄骨）・仕上に関する数量の計測・計算、及び内訳書作成・工事費算出に関する各分野の技術を審査する。
  - ④ 時間は正味 5 時間 30 分とする。
  - ⑤ 短文記述式が追加されることによる時間配分の関係から、積算実技試験のボリューム（積算の部位数や対象の範囲等）は適切に定める必要がある。
  - ⑥ 配点は、短文記述試験、躯体 1、躯体 2、仕上及び内訳書作成・工事費算出の 5 分野それぞれに概ね均等とする。

### 3. 出題の分野

- (1) 出題の出典は、原則として「建築積算士ガイドブック」とする。また、「建築数量積算基準」及び「建築工事内訳書標準書式」の最新版による。
- (2) 1 次試験は、特に分野を限定しない。
- (3) 2 次試験のうち短文記述試験は、「建築積算士ガイドブック」のうち、積算実務以外の章に記述された内容を出典として出題する。  
具体的には、第 1 章（建築積算とは）第 2 章（建設産業について）第 3 章（工

事の発注・契約) 第4章(設計図書) 第9章(市場価格) 第10章(チェック及びデータ分析) 第11章(建築積算と施工技術) 第12章(LCC) 第13章(VE) 第14章(改修工事) 第15章(環境とコスト) が対象となる。

(4) 積算実技試験は、「建築積算ガイドブック」のうち、積算実務に関する章に記述された内容を出典として出題する。

具体的には、第5章(工事費の構成) 第6章(建築積算業務の実際) 第7章(建築数量積算基準) 第8章(内訳書標準書式) が対象となる。

また、「建築数量積算基準」及び「建築工事内訳書標準書式」も対象となる。

(5) 各分野の問題数は、建築積算士試験委員会が、試験問題作成方針において定める。

#### 4. 出題範囲の告知

1次試験及び2次試験において、前項の「出題の分野」を試験のお知らせ時に告知する。

#### 5. 合格基準点

(1) 1次試験及び2次試験の各合格基準点は、建築積算士試験委員会において起案し、建築積算士評議委員会の意見を基に会長が決定する。

(2) 合格基準点は、正答率60%をおおよその目安として検討する。

#### 6. 過去に出題された問題

過去に出題された問題を採用する場合は、全体に占める割合を勘案し、また極力部分的に内容を変更する。

#### 7. 試験問題解答と解説

(1) 試験問題作成後引き続き、「解答と解説」についての作成を行ない、試験採点時の基準および受験生用参考資料としての活用を図る。

(2) 解答とその解説については、単に事実のみを記述し、今後の受験対策的な内容は一切排除する。

#### 8. 基本方針の適用時期

当基本方針の施行は、平成23年4月1日とする。

## 別紙—2 建築積算士更新講習における e ラーニング実施方針

### 1. 前提となる事項

- (1) 建築積算士更新講習において、受講者が以下の理由により希望した場合、e-ラーニングによる講義を受けることができる。
  - a. 講習会場から遠隔に居住している場合。
  - b. 都合により、講習会開催日に出席ができない場合。
  - c. その他正当な理由がある場合。
- (2) テキストは更新講習会用テキストを使用する。

### 2. 申込方法

- (1) 払込用紙通信欄および協会ホームページから申し込む。
- (2) 入金確認後、ID およびパスワードを送付し、マイページにログインする。
- (3) 申込期間は別に定める。

### 3. 講習期間

- (1) 講習期間は 3 か月間程度とし、講習会開催期間と合わせて別に定める。
- (2) 講習期間内であれば、受講日数、受講時間帯に制約はない。

### 4. 講義内容

- (1) 講義内容は、更新講習会用テキストに基づいて作成される。
- (2) 映像コンテンツは、原則としてテキスト各章単位とし、1 本あたり概ね 20 分程度で構成する。
- (3) 全体は 4 本を基本とする。

### 5. 受講修了の確認

- (1) 全ての映像コンテンツを受講した時点で、修了確認テストを行う。
- (2) 修了確認テストは、5 問〇×式とする。
- (3) 5 問中 3 問以上の正解であれば、修了を認定し、画面に表示する。

### 6. 映像コンテンツの作成

- (1) 映像コンテンツの作成は、建築積算士更新講習委員会が管掌する。

### 7. 実施方針の適用時期

当実施方針の施行は、平成 21 年 4 月 1 日とする。